

議案第38号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 第8期介護保険事業計画策定に伴う令和3年度から令和5年度までの介護保険料等の見直し……見直し案はP.3の通り

(1) 介護保険料の改定（第6条、附則第2条）

① 令和元年度の消費税率引き上げに伴う低所得者保険料軽減拡大を踏まえ、市独自で保険料率の引き下げを行っていた第2段階の保険料率を0.625から0.745に引き上げます。なお、被保険者が実際に負担する保険料には、低所得者保険料軽減後の保険料率が適用され、現行と同じ0.5となるため、料率引き上げによる負担増はありません。

② 令和2年度末の介護給付費準備基金残高見込18.4億円のうち、8.1億円を取崩し、現行と同額の年額70,700円（月額5,892円）とします。従って、被保険者が負担する保険料の改定はありません。

(2) 基準所得金額の見直し（第6条）

令和3年2月17日付で「介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第35号）」が公布され、国の標準段階における保険料段階を区分する基準所得金額の一部が令和3年4月1日から変更されることから、本市においても該当段階を変更します。

- ① 第7段階対象者の合計所得要件を「120万円以上200万円未満」から「120万円以上210万円未満」に変更します。
- ② 第8段階対象者の合計所得要件を「200万円以上300万円未満」から「210万円以上320万円未満」に変更します。
- ③ 第9段階対象者の合計所得要件を「300万円以上400万円未満」から「320万円以上400万円未満」に変更します。

(3)所得指標の見直し (第6条、附則第3条)

改正内容	改正理由	該当条例	根拠法令
第一号被保険者の保険料区分に使用する合計所得金額から、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除を控除することとします。	介護保険制度においては、土地を譲渡した場合の税法上の特別控除に相当する金額を合計所得金額から控除する措置が取られていることから、本特別控除についても適用対象に追加するもの。	第6条第1項第6号及び第2項	介護保険法施行令第22条の2、第39条
第一号被保険者の保険料区分に使用する合計所得金額から、給与所得又は公的年金に係る所得を有する場合に10万円を控除することとします。	税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除の引き下げ並びに基礎控除の引き上げがなされたが、合計所得金額には基礎控除が反映されないため、本人の収入額が変わらないにも関わらず所得段階が上がってしまう不利益に配慮しようとするもの。	附則第3条	介護保険法施行令第23条

第8期事業計画における介護保険料基準額（案）

段階区分	保険料率※	対象者		保険料額※ [年額]
第1段階	0.500 (0.300)	本人が 世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円以下	35,300 (21,300)
第2段階	<u>0.745</u> (0.500)		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円超120万円以下	<u>52,600</u> (35,300)
第3段階	0.750 (0.700)		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計120万円超	53,000 (49,500)
第4段階	0.875	市民税同じ世帯に いる	・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円以下	61,800
第5段階	1.000		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円超	70,700
第6段階	1.125	本人が 市民税課税	・本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円未満	79,500
第7段階	1.300		・本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円以上 <u>210万円未満</u>	91,900
第8段階	1.500		・本人の「合計所得金額特別控除後」が <u>210万円以上320万円未満</u>	106,000
第9段階	1.700		・本人の「合計所得金額特別控除後」が <u>320万円以上</u> 400万円未満	120,100
第10段階	1.950		・本人の「合計所得金額特別控除後」が400万円以上600万円未満	137,800
第11段階	2.200		・本人の「合計所得金額特別控除後」が600万円以上800万円未満	155,500
第12段階	2.450		・本人の「合計所得金額特別控除後」が800万円以上1,000万円未満	173,200
第13段階	2.725		・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,000万以上1,500万円未満	192,600
第14段階	3.000	・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,500万円以上	212,100	

基準額

※()内は低所得者保険料軽減後の保険料率・保険料額

下線は現行からの変更部分

【参考】近隣市町の状況 (令和3年2月18日時点)

第8期保険料基準額順位	保険者	第8期保険料基準額(月額)	第7期保険料基準額(月額)	第7期保険料基準額順位	保険料基準額の伸び率(対7期保険料)
1	尼崎市	6,609	6,412	1	3.1%
2	宝塚市	5,892	5,892	2	0.0%
3	芦屋市	5,740	5,490	5	4.6%
4	三田市	5,621	5,622	3	0.0%
5	西宮市	5,600	5,600	4	0.0%
6	猪名川町	5,400	5,400	6	0.0%
7	伊丹市	5,200	5,200	7	0.0%
7	川西市	5,200	4,690	8	10.9%
-	神戸市	6,400	6,260	-	2.2%

※各市町とも議会に条例改正を上程中のため条例改正後の金額については変更となる可能性があります。